

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		焼津市					
プ ラ ン の 名 称		焼津市立総合病院改革プラン(焼津市立総合病院中期経営計画)					
策 定 日		平成 21年 3月 27日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	焼津市立総合病院					
	所 在 地	焼津市道原1000番地					
	病 床 数	486床					
	診 療 科 目	総合診療内科、呼吸器科、消化器科、血液科、代謝内分泌科、神経内科、腎臓内科、神経系科・精神科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、循環器科(休止中)、麻酔科(休止中)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>市立総合病院が、地域の基幹病院として担うべき役割と進むべき方向性を、次の4点に整理。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域連携の拠点(センター病院としての患者の振り分け機能の強化)</li> <li>2 かかりつけ医の支援(地域医療支援病院の指定)</li> <li>3 高度な専門的医療の提供(がん及び脳卒中の2疾病、並びに周産期医療)</li> <li>4 地域において確保が必要とされる事業の実施(救急医療、災害時における医療等)</li> <li>5 医師に魅力のある教育・研修の提供</li> </ol> <p>詳細は別添1のとおり。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地域の基幹病院として医療水準の向上と多様化する医療需要に応えるため、高度・特殊医療や救急医療などの充実と病棟設備の改修、医療機器等の整備を推進し、医療サービスの向上を図るため、地方公営企業法等に基づき、一般会計から病院事業会計にその経費の一部を繰り出す。</p> <p>詳細は別添2のとおり。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	94.2	89.6	92.2	97.8	100.0	
	職員給与費比率	61.6	68.0	71.5	68.3	55.8	
	病床利用率	85.8	75.4	77.4	79.2	90.0	
	医業収支比率	91.8	85.4	81.2	86.2	98.5	
	入院診療単価	36,127	36,894	40,100	40,600	46,000	単位:円
	外来診療単価	8,249	8,667	9,000	9,000	12,000	単位:円
上記目標数値設定の考え方		<p>計画最終年度の23年度に経常黒字化を目指し、各指標を設定。 病床数を現在の572床から486床にダウンサイジングする。 病床利用率を90%に設定し、486床×90%で、1日あたりの入院患者数を437人と仮定。 入院及び外来診療単価は、全国500床以上の公的病院の平均的な数値を目標値とした。 (経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	焼津市 (焼津市立総合病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数(1日あたり)		491	431	376	385	437	単位:人
外来患者数(1日あたり)		1,351	1,212	1,065	1,200	1,000	単位:人
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	・市立総合病院の経営形態を、総合的に判断し、変更する。 ※変更することを決定したが、変更年度及び変更後の経営形態は未定。				
		事業規模・形態の見直し	・6人床室(43室)を4人床室化に改修し、早期に病床規模の適正化を図る。 (平成21年度実施済み)				
		経費削減・抑制対策	・設備・機器の適切な更新(機器更新計画の策定) ・人件費の適正化(時間外勤務の削減) ・材料費の削減(薬剤保管場所の一元化、薬品の共同購入の研究など) ・その他経費の削減				
		収入増加・確保対策	・診療単価の最適化(7対1入院基本料の算定、リハビリ総合計画実施計画料の算定、地域医療支援病院の指定による診療報酬加算の算定、診療報酬算定の戦略的な対応など)				
		その他					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	18年度	86.1%	19年度	85.8%	20年度	75.4%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・6人床室(43室)を4人床室化に改修し、病床規模の適正化を図った。(平成22年1月より) ・施設が老朽化(築26年経過)していることから、将来にわたり地域の医療供給体制を健全に維持するため、改革プランの検討とは別に検討組織を設け、新病院の建築を含めた市立総合病院の施設整備について検討を行う。					

団体名  
(病院名)

焼津市  
(焼津市立総合病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	医療圏内において、当院を含め4つの公立病院が設置されている。 当院 486床 藤枝市立総合病院 620床 市立島田市民病院 536床 榛原総合病院 408床		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	市町において、再編・ネットワーク化が必要と判断した場合、県厚生部を所管として地域医療協議会等を活用して検討することとなっている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 当分の間は現状の相互補完体制を維持。	<内容> 圏域内の公立病院間においては、互いに、必要な医師が揃っている専門診療科の診療を受け持つことにより、医療機能の相互補完を図っている。 再編・ネットワーク化については、2次医療圏における広域的な調整が必要となることから、当分の間は現状の相互補完体制を維持しつつ、今後関係機関と協議していきたいと考える。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	平成22年2月に改訂した改革プランについては、市議会議員への説明を行い、その後ホームページ等により市民へ公表する予定。 年1回、点検・評価を行う。評価にあたっては、有識者や市民等の外部委員を含めた委員会等を別に設置する等、客観性を確保する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	年1回(時期未定)		
	その他特記事項	特になし。		

(別紙)

団体名 (病院名)	焼津市 (焼津市立総合病院)
--------------	-------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収 入	1. 医 業 収 益 a	9,947	9,593	9,237			
	(1) 料 金 収 入	9,595	9,216	8,849			
	(2) そ の 他	352	377	388			
	うち他会計負担金	95	111	118			
	2. 医 業 外 収 益	863	781	752			
	(1) 他会計負担金・補助金	684	620	603			
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	26	21	16			
	(3) そ の 他	153	140	133			
	経 常 収 益 (A)	10,810	10,374	9,989			
	支 出	1. 医 業 費 用 b	10,854	10,453	10,507		
(1) 職 員 給 与 費 c		6,082	5,911	5,981			
(2) 材 料 費		2,640	2,405	2,194			
(3) 経 費		1,434	1,475	1,718			
(4) 減 価 償 却 費		627	621	614			
(5) そ の 他		71	41				
2. 医 業 外 費 用		547	563	447			
(1) 支 払 利 息		260	237	136			
(2) そ の 他		287	326	311			
経 常 費 用 (B)		11,401	11,016	10,954			
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-591	-642	-965				
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	22	165			
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0			
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	22	165			
純 損 益 (C)+(F)	-591	-620	-800				
累 積 欠 損 金 (G)	-3,609	-4,229	-5,029				
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	3,390	2,821	2,265			
	流 動 負 債 (イ)	1,216	1,126	1,127			
	うち一時借入金	0	0	0			
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0			
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0			
差引 不良債務(オ)	0	0	0				
[(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	0	0	0				
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	94.8	94.2	91.2				
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0				
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.6	91.8	87.9				
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	61.1	61.6	64.7				
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0				
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0				
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0				
病 床 利 用 率	90.4	85.8	75.8				

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	焼津市 (焼津市立総合病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	330	1,813	1,260			
	2. 他会計出資金	340	401	450			
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	30					
	7. その他		1	8			
	収入計(a)	700	2,215	1,718			
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)	700	2,215	1,718				
支 出	1. 建設改良費	431	484	566			
	2. 企業債償還金	681	2,274	1,664			
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
支出計(B)	1,112	2,758	2,230				
差引不足額(B)-(A)(C)	412	543	512				
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	411	542	511			
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	1	1	1			
計(D)	412	543	512				
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0				
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 779,013	( ) 730,466	( ) 721,353	( )	( )	( )
資本的収支	( ) 340,237	( ) 401,620	( ) 449,592	( )	( )	( )
合計	( ) 1,119,250	( ) 1,132,086	( ) 1,170,945	( )	( )	( )

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

## 公立病院として今後果たすべき役割

焼津市立総合病院が地域の基幹病院として担うべき役割と進むべき方向性は、次の4点のとおり。

### 1 広域連携の拠点

市立総合病院が、診療科目及び診療体制の充実、高度医療機器の導入を図り、地域の基幹病院として、住民の多様な医療ニーズに対応することは当然の責務であります。

しかし、全国的な医師不足の影響を受け、市立総合病院においても診療体制の縮小を余儀なくされるなど、現状の供給水準を維持するのが困難な状況に陥っております。

このような状況の中で、住民の医療ニーズに応えるため、市立総合病院において提供できない医療サービスについては、広域的な連携による医療機能の相互補完を図ることにより、提供に努めて行きたいと考えます。

このためには、センター病院としての振り分け機能の強化（医師の診断能力の向上）が望まれるところです。

### 2 かかりつけ医の支援

地域全体での医療水準の向上と医療サービスの充実を図るため、市立総合病院は、地域の基幹病院として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用等を通じて、かかりつけ医の支援を行い、地域医療支援病院の指定を目指します。

### 3 高度な専門的医療の提供

地域の基幹病院として、主としてがん、脳卒中及び糖尿病の3疾病、並びに周産期医療について専門的治療を担うため、医療機能の充実を図るとともに、地域の医療機関との連携の強化に努めます。

#### (1) がん

- 地域がん診療連携拠点病院の指定 [目標年度：平成 22 年度]
- 化学療法、緩和ケア、セカンドオピニオンの提示体制の充実
- 専門的知識を有する医師、技術者及び看護師の配置
- 啓発及び相談支援体制の充実

#### (2) 脳卒中

- 脳神経疾患センターの充実
- 脳卒中地域連携パスの推進

### (3) 糖尿病

- 糖尿病センターの充実
- 糖尿病地域連携パスの強化

### (4) 周産期医療

妊娠後期から新生児早期までの期間を周産期といい、この期間は母子に異常が生じやすいことから、産科・小児科をはじめとする医療連携による母体・胎児や新生児に高度な医療の提供が求められています。

市立総合病院は、地域周産期母子医療センターとして、周産期に関わる高度な医療（ハイリスク母胎、胎児及び新生児の一貫した集中治療管理）を実施します。

## 4 地域において確保が必要とされる事業の実施

「地域において必要とされる医療のうち、民間の医療機関において提供が困難な医療サービス」を提供することが、市立総合病院の最大の役割であると考えます。

### (1) 救急医療

市立総合病院は、2次救急医療施設（初期救急の後方病院として、休日・夜間に入院医療を必要とする重症患者の受け入れを行う。）であります。志太榛原医療圏には3次救急医療施設（救命救急センター）がないことから、重篤な患者の対応も含めた「2次以上の救急医療」を担います。また、小児救急医療についても、積極的に取り組んでいきます。

### (2) 災害時における医療

災害拠点病院として、救護所や救護病院との連携を図り、重症患者・中等症患者の処置及び受け入れを行うとともに、広域搬送への対応を行います。

### (3) 予防医療

地域の医療機関の検診により異常が発見された場合の受け入れを行うほか、地域の医療機関では提供できない高度な検診業務を提供します。

また、市保健センター等の関係機関と連携を図り、住民の健康意識の教育・啓発を行い、生活習慣病予防を推進します。

### (4) 急性心筋梗塞に係る医療提供

- 循環器科医師の確保（他科の診療の支援、広域連携のための振り分け機能）
- 広域連携の強化

## 一般会計における経費負担の考え方

※焼津市立総合病院改革プランより抜粋

地方公営企業は、「財貨サービスを供給し、それに要する経費を料金とする形で回収して新たな財貨又はサービスを生産する」という点で民間企業と何ら異なるところはありませんが、公共的見地から採算を度外視しても事業の実施が求められる場合もある点で民間企業と異なります。

地方公営企業において受益者負担がなじまない経費については、当該地方公共団体の一般会計等が負担するものとし、これら以外の経費については経営に伴う収入をもって賄うべきであるとする、いわゆる独立採算制の原則が適用されています。

地方公営企業の経費のうち一般会計等において負担すべき経費は、具体的には地方公営企業法第17条の2により規定されております。

なお、地方公営企業の経費のうち一般会計等において負担すべき経費は、「1号該当経費」と「2号該当経費」の2つが法定されています。

	1号該当経費	2号該当経費
根拠条文	法第17条の2第1項第1号 施行令8条の5第1項第3号	法第17条の2第1項第2号 施行令8条の5第2項第2号
経費の性質	経費の性質上企業に負担させることが適当でない経費	企業の性質上企業に負担させることが困難な経費
経費の性質 (詳細)	地方公営企業の一般行政事務を企業が肩代わりして行っている場合のように本来企業の活動とは言えないような性格の事務に要する経費であって、その活動は給付対価という関係において経済活動として行われるものではなく、したがってそれに要する経費も受益者負担という原則に基づき料金という形で回収するのに適さない経費。	経費そのものの性質としては、受益者負担の原則のもとに料金によってまかなって行くことに適するものであるが、現実の問題としてそれに要する経費の全額を受益者に負担させることが、受益者の負担能力等からみて困難な経費であり、もともと不採算となることが明らかでありながら、企業の公共的必要性等から地方公営企業の経営する企業としては、そのような活動を行わなければならないようなものに要する経費。



一般会計等 において負 担する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費</li> <li>・ 救急医療の確保のために要する経費</li> <li>・ 集団検診、医療相談等保険衛生に関する行政として行われる事務に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山間へき地・離島医療で立地条件により採算をとることが困難なものであるものと認められるものに要する経費</li> <li>・ 高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費</li> </ul>
一般会計等 の負担	経費の全額を当然に一般会計等において負担。	料金で回収し得ない部分（不足経費）のみ一般会計等で負担。

また、国ガイドラインにおいても、「公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものである。一方、地方公営企業法上、①その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び②当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担するものとされている。したがって、改革プランの前提として、まず当該公立病院が地域医療の確保のために果たすべき役割を明らかにし、これに対応して一般会計等が負担すべき経費の範囲について記載する。」とされております。

これらのことから、当市においては、市立総合病院が地域の基幹病院として医療水準の向上と多様化する医療需要に応えるため、高度・特殊医療や救急医療などの充実と病棟設備の改修、医療器械等の整備を推進し、医療サービスの向上を図るため、地方公営企業法等に基づき、一般会計から病院事業会計にその経費の一部を繰り出すものとします。